

III 介護保険事業の適正な運営確保について

1 介護費用適正化緊急対策事業費について

(1) 事業のねらい

平成15年度の類似の事業「介護費用適正化特別対策事業」から、平成16年度の「介護費用適正化緊急対策事業」に衣替えされたところであるが、そのねらいは次のところにある。

平成15年度を始期とする介護保険事業第二期も、平成16年は2年目を迎える。保険者によっては、保険料設定のもととなつた事業計画で見込んだサービス量を大きく上回って推移しているところも出てきており、このままでは、第二期として見込んだ保険料水準を途中年度で引き上げざるを得ない保険者も出てきている。(財政安定化基金からの安易な貸し付けは、将来に保険料引き上げのツケをまわすだけであり、保険者でも慎重になっている。)

このような状況の中で、介護給付費の適正化に「待ったなし」に取り組む必要がある保険者を中心に、その取り組みを支援しようとするのが、16年度事業のねらいである。

(2) 事業の採択基準

ア 財務省との協議も踏まえ、予算の「費用対効果」の観点から、交付額以上の給付費削減効果を出すことが期待されている。これは、事業のねらいからの帰結でもあると考えている。

小規模自治体で、第1号被保険者が5,000人の町村を想定すると、平均的な年間給付費は約11億円であり、補助額500万以上の効果を出すために、給付費の0.5%弱の削減努力をいただくことになり、これよりも規模の大きな自治体については、削減努力率は、よ

り緩和される結果となる。

削減効果の見積り方については、事業の効果をわかりやすく見積もるとともに、対外的に説明ができるものであれば問題ないと考えている。積極的に給付の適正化に取り組む必要のある自治体にとっては、それほど厳しいハードルではないと考えられるので、自信を持って取り組んでいただきたい。

また、採択時の基準として、費用対効果額を記すことになっているが、努力の結果、達成できなかったとしても、ペナルティーを課すことは考えていない。

イ 介護給付費通知については、医療費通知においても、事業者サイドに対する牽制効果、抑制効果が期待できるとされており、対象事業としている。

保険者によっては、介護費用に併せて、担当ケアマネの氏名・連絡先、投入費用額に対する要介護度の改善状況（アウトカム）も併せて記載し、介護成績表として通知し、大きな効果を上げているところもある。

ウ 国保連合会の適正化システムの活用については、これまで、闇雲であった悪質、不正事業者に対するアプローチについて、このシステムを活用することにより、ターゲットの絞り込みが可能になった。これを、保険者における様々な給付適正化活動の端緒として活用することをねらい、対象事業としている。

このような実態を、情報開示していくことにより、事業者をさらに適正な事業運営に誘導するとともに、利用者が適切な事業者を選定できるようにしていきたいと考えている。

(3) 事業の内容

この事業では、事業内容の限定をしていない。
各保険者が、地域の特性を踏まえ、必要に応じてターゲットを絞り、
保険者が創意工夫を生かし、事業展開することを期待している。

国保連合会「介護苦情・相談センター」への通報状況

全国展開事業者に対する対応

利用者・通報者

国保連合会
中央事務局
全国展開事業者の
情報提供

セミナー情報

事業者に關する苦情・告発等
(不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等)

全国情報
を集約の
上フイード
バック

全国展開
事業者の
情報

給付適正化
新システム

都道府県
連絡機関

事業者情報の提供

「介護苦情・相談センター」機能
☆利用者等への広報の強化
☆専用電話の設置・周知
(苦情相談体制の拡充)

市町村

都道府県介護保険担当部局

提供情報、分析結果に基づき、監査対象事業者を重点化
事業者別給付データ等を踏まえ、効果的な監査を実施

監査体制の強化

問題事業者等

国保連合会苦情・相談業務における利用者等からの事業者にかかる通報情報（通報者別件数）

	平成16年4月				平成16年5月				平成16年6月				平成16年7月				平成16年4~7月(累計)				
	受付件数	通報者			受付件数	通報者			受付件数	通報者			受付件数	通報者			受付件数	通報者			
		サービス受給者 (家族を含む)	事業所勤務者	その他		サービス受給者 (家族を含む)	事業所勤務者	その他		サービス受給者 (家族を含む)	事業所勤務者	その他		サービス受給者 (家族を含む)	事業所勤務者	その他		サービス受給者 (家族を含む)	事業所勤務者	その他	
全国	22(4)	8(2)	9(2)	5	25(2)	13	5(1)	7(1)	20(2)	9	8(2)	3	20(2)	8	6	6(2)	87(10)	33(2)	28(5)	21(3)	
北海道	2	1	1						2	1							2(1)	1	1	1	
青森県																					
岩手県																					
宮城県																					
山形県	1																				
福島県	2	1																			
茨城県																					
栃木県																					
群馬県																					
埼玉県	1(1)	1(1)							1									2(1)	1(1)	1	1
千葉県																		6(1)	4(1)	2	2
東京都	1					2(1)	1(1)		1									4(1)	3(1)	1	1
神奈川県	2(1)	2(1)			2	2												6(2)	3	2(1)	1(1)
新潟県																					
富山県	2	1																1	1	1	1
石川県																		2	2	2	2
福井県																		1	1	1	1
山梨県																		2	2	2	2
長野県																		1	1	1	1
岐阜県																		1	1	1	1
静岡県																		1	1	1	1
愛知県																		2	2	2	2
三重県	1								1									1	1	1	1
滋賀県																		1	1	1	1
京都府	1																	1	1	1	1
大阪府	2	2							3									3	2	2	2
兵庫県	3(2)	1(1)	2(1)						2	1								2	2	2	2
奈良県																					
和歌山县																					
鳥取県																					
島根県																					
岡山県																					
広島県																					
山口県																					
徳島県																					
香川県																					
愛媛県																					
高知県																					
福岡県	5	5																5	5	5	5
佐賀県	2																	1	1	1	1
長崎県	1	1																5	3	1	1
大分県																					
宮崎県																					
鹿児島県	1																	1	1	1	1
沖縄県																		2	3	2	2

備考：()内の数値は、全国展開事業所に関する通報件数である。(再掲)

国保連「介護苦情・通報センター」への主な通報事例

【サービスに関する事項(人員基準違反、運営基準違反等)】

- ケアマネジャーの資格のない者がケアプランを作成している。
- ケアマネジャーの名義貸しがある。
- 人員基準を満たしていない事業所がサービスを行っている。
- 同一法人のサービスを強要されている。

【給付費請求に関する事項(架空請求、過剰請求等)】

- サービス未実施分も請求（受給者宅でサービスしたように記録を改ざん）している。
- 訪問回数を改ざんし実態のない請求を行っており、利用者から1割負担分は徴収していない。
- 利用していないにもかかわらず送迎加算が請求されている。
- ケアマネジャーの毎月訪問がなされていないにもかかわらず減算請求している。
- 5時からのサービスにもかかわらず、8時からとし夜間対応で請求している。
- サービス提供時間の水増し請求を行っている。
- 訪問看護において正看護師として請求し、准看護士の減算請求を行っていない。
- 3級ヘルパーの減算請求をしている。
- デイサービスにおいて看護師・理学療養士が不在にもかかわらず、リハビリ加算の請求が行われている。

【その他】

- ヘルパーの変更を申し出た受給者及びその家族に対する暴言
- 管理者不在の事業所状態、元勤務者は名義貸しを依頼された。

介護事業者通報情報報告書

介護保険部 御中

国民健康保険団体連合会
介護保険部

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年 <u>月</u> <u>日</u>			管理番号 : <u>██████████</u>
通報者	(フリガナ) 氏名			種別 その他
	郵便番号 住所			電話番号
該当事業所	(フリガナ) 名称			事業所番号 : <u>██████████</u>
	郵便番号 住所	<u>██████████</u>	電話番号	<u>██████████</u>
通報内容 (不正が疑われる点など)	種別	概要		
	サービスに関して <input type="checkbox"/> 人員基準違反 <input type="checkbox"/> 設備基準違反 <input type="checkbox"/> 運営基準違反 <input type="checkbox"/> その他 給付費請求 <input type="checkbox"/> 案空請求 <input type="checkbox"/> 過剰請求 <input checked="" type="checkbox"/> その他 指定申請 <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請 <input type="checkbox"/> その他 その他 <input type="checkbox"/> 郡道府県等の調査に対する 虚偽報告 <input checked="" type="checkbox"/> その他	<u><元事業所の職員から内部告発></u> ※訪問介護事業所に勤務していたサービス提供責任者（介護福祉士、介護支援専門員）であるが試用期間が終わり正規の職員になったのに、1週間前に予告もなく突然解雇された。※解雇の理由は会社の都合と言われたが、本当は不正な請求をしようとした管理者への忠告、進言が原因であると思う。※また、管理者は利用者の希望が夕方5時からのサービス提供であるにもかかわらず8時からサービスを入れて夜間対応で請求し高い報酬の方に設定していた。（利用者の希望を無視している）※「解雇後も、サービス提供責任者はまだ私の名前を使っている」など事業者のサービスについて内部告発していた。		

CDAL01

介護事業者通報情報報告書

御中

国民健康保険団体連合会

下表の通り、介護事業者に関する通報がありましたので、ご連絡致します。

通報受付日	平成16年4月		管理番号:
通報者	(フリガナ) 氏名		種別 事業所勤務者
該当事業所	(フリガナ) 名称		事業所番号:
通報内容 (不正が疑われる点など)	種別	概要	
	<input checked="" type="checkbox"/> 人員基準違反 <input type="checkbox"/> 設備基準違反 <input checked="" type="checkbox"/> 運営基準違反 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 給付費請求 <input type="checkbox"/> 架空請求 <input type="checkbox"/> 過剰請求 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 指定申請 <input type="checkbox"/> 虚偽の指定申請 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 都道府県等の調査に対する虚偽報告 <input type="checkbox"/> その他	<p>16年4月末で事業廃止する予定の事業所。利用者は約10名。同法人の事業所が県内に二十数箇所ある。</p> <p>1. 人員基準を満たしていない状態で居宅介護支援が行われていた。</p> <p>平成15年11月以来、当該事業所の職員は、管理者（事務職）1人と非常勤（週16時間）のケアマネジャーだけであり、職員募集はしていなかった。ケアマネジャーは、管理者から「週2日の勤務であることを外部には言わないように」と言われていた。</p> <p>2. ケアマネジャーの資格のない者がケアプランを作成し、同法人のサービスを利用させていた。</p> <p>平成16年3月末、管理者から指示を受けて訪問した先で、ケアマネジャーが訪問もケアプラン作成もしていない利用者が、すでに同法人の「福祉用具貸与」で借りたベッドに寝ており、管理者からは「あなたがケアマネジャーで、サービスが始まっている」と説明された。ケアマネジャーが初めて訪問するまでは、管理者が利用者宅を訪問していたようだが、自分の資格について、利用者等に対しどのように説明していたか不明。</p> <p>3. 緊急性がないのに、認定申請より前にサービスを開始していることが度々あった。</p> <p>要介護認定申請前の利用者が、サービス利用を希望していくと、認定申請をケアマネジャーが行う前に、管理者がケアプランを作成し、当該法人のサービスを利用させていた。</p> <p>4. その他</p> <p>管理者が、同法人の事業所が行っているサービスを利用させるよう利用者・ケアマネジャーに仕向け、ケアマネジャーが別の事業所のサービスを組み込んだところ、利用者と連絡を取らないよう指示された。また、同法人の事業所にないサービスを希望する利用者がいると、別の事業所は探さず、同法人の別の種類のサービスを強く勧めた。（例：通所介護を希望→訪問介護を勧める）</p>	